

請 願 文 書 表

平成30年第3回（6月）岐阜市議会定例会

請 願 番 号	請願第3号
件 名	精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引を求める請願
受 理 年 月 日	平成30年6月7日
請 願 代 表 者 住 所 ・ 氏 名	岐阜市祈年町11丁目8-1 岐阜市あけぼの会 会長 服部信子 外1件
紹 介 議 員	杉山利夫、柳原 覚、山口力也、服部勝弘、堀田信夫
付 託 委 員 会	厚生委員会
<p>（請願要旨）</p> <p>国の障がい者支援施策においては、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの3障害一元化が基本方針である。しかし、JR及び大手民営鉄道等の公共交通機関における運賃割引制度について、身体障がい者及び知的障がい者には適用されているものの、精神障がい者は除外されており、高速道路の使用料金についても割引は適用されていない。</p> <p>また、公益社団法人全国精神保健福祉会（精神障害者家族会の全国組織）が実施した全国調査では、精神障がい者は、就労が困難で所得保障が乏しく、経済的負担からデイケアや作業所を利用しない者もおり、外出を控えている実態が明らかになった。</p> <p>加えて、平成26年2月に日本は障害者権利条約の締結国となり、また、平成28年4月には、障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行されたところであり、精神障がい者の自立や社会参加を進めるためにも運賃割引は必要不可欠である。</p> <p>さらに、昨年7月に岐阜県議会から精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書が国に対して提出されたところである。</p> <p>以上のことから、下記事項について請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引を求める意見書を国に提出すること。</p>	

請 願 番 号	請願第 4 号
件 名	所得税法第 5 6 条の廃止を求める請願
受 理 年 月 日	平成 3 0 年 6 月 7 日
請 願 代 表 者 住 所 ・ 氏 名	岐阜市則武西 2 - 1 - 1 7 岐阜北民主商工会 婦人部 部長 藤井美奈子 外 1 件
紹 介 議 員	井深正美、原 菜穂子、堀田信夫、服部勝弘、松原徳和、 田中成佳、高橋和江
付 託 委 員 会	総務委員会
<p>(請 願 要 旨)</p> <p>中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられている。しかし、日本の税制は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)と規定する所得税法第 5 6 条により、家族従業者の「働き分(自家労賃)」を必要経費として認めていない。</p> <p>家族従業者の「働き分」は、事業主の所得となり、配偶者の場合は 8 6 万円、配偶者以外の家族の場合は 5 0 万円が控除され、最低賃金にも達していないことから、家族従業者は社会保障及び行政手続等において不利益を受けている。</p> <p>政府は、「青色申告を選択すれば給料を経費に算入できる」(同法第 5 7 条)としているが、税務署長への届け出及び記帳義務等の条件が付与されており、申告の仕方により納税者を差別するものである。しかも、2 0 1 4 年から全ての中小業者に対して記帳が義務化されたことから、同法第 5 7 条による差別は認められない。</p> <p>家族従業者の人権を認めない同法第 5 6 条の廃止を求める意見書は、全国で 4 9 0 以上の自治体において採択されている。第 4 次男女共同参画基本計画には「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」と明記され、また、世界の主要国では、家族従業者の「働き分」を必要経費として認めている。また、2 0 1 6 年 3 月に国連女性差別撤廃委員会は、「所得税法第 5 6 条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、所得税法の見直しを日本政府に勧告した。さらに、日本弁護士連合会が政府へ提出した意見書にも見直しを求めることが盛り込まれるなど、廃止を求める声は確実に広がっている。</p> <p>以上のことから、下記事項について請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 所得税法第 5 6 条を廃止するよう、国に意見書を提出すること。</p>	

請 願 番 号	請願第5号
件 名	日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書の提出をを求める請願
受 理 年 月 日	平成30年6月7日
請 願 代 表 者 住 所 ・ 氏 名	岐阜市徹明通7-13 岐阜県教育会館302号 新日本婦人の会岐阜支部 支部長 和田玲子
紹 介 議 員	井深正美、原 菜穂子、堀田信夫、服部勝弘、松原徳和、 田中成佳、高橋和江
付 託 委 員 会	文教委員会
<p>(請 願 要 旨)</p> <p>2017年7月7日の国連の会議において、国際法上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が国連加盟国の約3分の2に当たる122カ国の賛成で採択された。</p> <p>当該条約は、第1条において条約締結国に対し、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」、さらには核兵器の「使用」と「使用の威嚇」を禁止するとともに、「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止している。</p> <p>同年12月10日には、この歴史的な当該条約の採択への貢献が評価され、国際NGOである「核兵器廃絶国際キャンペーン (I C A N)」に対し、ノーベル平和賞が授与された。</p> <p>世界中の核兵器をなくすことは、人類の生存にかかわる大きな課題であり、朝鮮半島においても、非核化のための新しい行動が提起されている。このような世界情勢の中、核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応じて、唯一の戦争被爆国である日本は、当該条約の署名と批准に率先して取り組むべきである。</p> <p>2018年4月現在、既に全国の239の自治体において意見書が可決されており、岐阜県内においては、多治見市議会が国への意見書を圧倒的多数で可決したところである。</p> <p>以上のことから、下記事項について請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し批准することを求める意見書を提出すること。</p>	

請 願 番 号	請願第6号
件 名	「みんなの森 ぎふメディアコスモス不具合等対策特別委員会」の設置を要望する請願
受 理 年 月 日	平成30年6月7日
請 願 代 表 者 住 所 ・ 氏 名	岐阜市黒野471-1 別処雅樹
紹 介 議 員	服部勝弘、松原徳和、田中成佳、高橋和江、井深正美、 原 菜穂子、堀田信夫
付 託 委 員 会	議会運営委員会
<p>(請 願 要 旨)</p> <p>「みんなの森 ぎふメディアコスモス」は約60億円もの市民の税金を費やし、一流の設計者及び施工者により建設されたと宣伝されている。しかし、建物の完成後、引き渡しから今日まで結露、雨漏り等のふぐあいは30回以上をかぞえ、毎月のようにふぐあいが発生している状況である。屋根上の水たまり及び屋根裏の鉄骨のさび等に対しても有効な改善策が打てないままである。</p> <p>屋根裏の鉄骨のさびについて、当初、施工者は「強度に問題はないので塗装の必要がない」と主張したと報道されたが、後日「塗装作業が困難な構造で塗装できない」と主張を変更したとの情報もたらされた。設計者及び施工者から「ふぐあいを絶対改善する」といった誠実さを感じることはできない。</p> <p>当該建物の瑕疵担保期間は4年とされているが、改善を見ぬまま既に3年を経過した。設計者及び施工者と岐阜市との間で締結された「覚書」も協議を必要とする曖昧な部分が残されており、市民には理解しがたいものである。</p> <p>このままふぐあいが改善されることなく瑕疵担保期間を経過すると、1年後には防水工事等の費用を岐阜市が新たに税金から支出しなければならないおそれがある。また、そもそも当該建物は未完成品ではなかったのかとの批判の声がある。市民の財産を生かし守るために、岐阜市議会の責務としてその活動の強化が求められている。</p> <p>以上のことから、下記事項について強く要望し請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 岐阜市議会に「みんなの森 ぎふメディアコスモス不具合等対策特別委員会」を設置すること。</p>	